

# 飲用井戸の水質検査はつぎの表を参考に実施してください。

■泉佐野市飲用井戸等衛生管理指導要領で定める実施項目と頻度（●必ず実施する項目、○必要に応じて実施する項目）

水道法の水質基準項目（平成15年厚生労働省令第101号）

H27年4月1日現在

水質基準項目	水質基準値	使用開始時に実施する項目	1回/年以上定期的に実施する項目	水に異常があるおそれがあるとき
1 一般細菌	100 集落/mL 以下	●	●	○
2 大腸菌	検出されないこと	●	●	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	●	○	○
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	●	○	○
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
8 六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	●	○	○
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	●	●	○
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	●	○	○
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	●	●	○
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	●	○	○
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	●	○	○
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	●	○	○
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	●	○	○
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	●	○	○
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	●	○	○
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	●	○	○
20 PFOS 及び PFOA	0.00005mg/L 以下	●	○	○
21 ベンゼン	0.01mg/L 以下	●	○	○
22 塩素酸	0.6mg/L 以下	○	○	○
23 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	○	○	○
24 クロロホルム	0.06mg/L 以下	○	○	○
25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	○	○	○
26 ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	○	○	○
27 臭素酸	0.01mg/L 以下	○	○	○
28 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	○	○	○
29 トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	○	○	○
30 プロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	○	○	○
31 プロモホルム	0.09mg/L 以下	○	○	○
32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	○	○	○
33 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
34 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	●	○	○
35 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	●	●	○
36 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
37 ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	●	○	○
38 マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	●	●	○
39 塩化物イオン	200mg/L 以下	●	●	○
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	●	○	○
41 蒸発残留物	500mg/L 以下	●	○	○
42 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	●	○	○
43 ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	○	○	○
44 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	○	○	○
45 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	●	○	○
46 フェノール類	0.005mg/L 以下	●	○	○
47 有機物(全有機炭素の量)	3mg/L 以下	●	●	○
48 pH 値	5.8 以上 8.6 以下	●	●	○
49 味	異常でないこと	●	●	○
50 臭気	異常でないこと	●	●	○
51 色度	5 度以下	●	●	○
52 濁度	2 度以下	●	●	○